

船橋市介護保険事業運営協議会委員の公募等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、船橋市介護保険事業運営協議会の委員のうち、船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱第2条第2項第4号に掲げる要介護等被保険者の家族の代表者（以下「公募委員」という。）3名を「船橋市附属機関等の委員の公募に関する指針」に基づき公募することに関して必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 選考委員会の委員は、次の各号に定める委員で構成する。

- (1) 健康福祉局長
- (2) 高齢者福祉部長
- (3) 高齢者福祉課長
- (4) 地域包括ケア推進課長
- (5) 介護保険課長

2 選考委員会の委員長は健康福祉局長とする。

3 選考委員会は、委員長が召集し、議事を整理する。

4 委員長は、必要と認めるときは、書面により議事の可否を委員に求め、その結果を議事の決定事項とすることができる。

(選考)

第3条 公募委員の選考は、小論文による書類審査とし、評価基準は審査要領によるものとする。

(任期)

第4条 公募委員の任期は3年とする。ただし、再任は一度に限り、2期6年を超えて公募委員となることはできない。

(事務局)

第5条 選考委員会の事務局は、介護保険課内に置く。

(その他)

第6条 この基準に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成15年5月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。